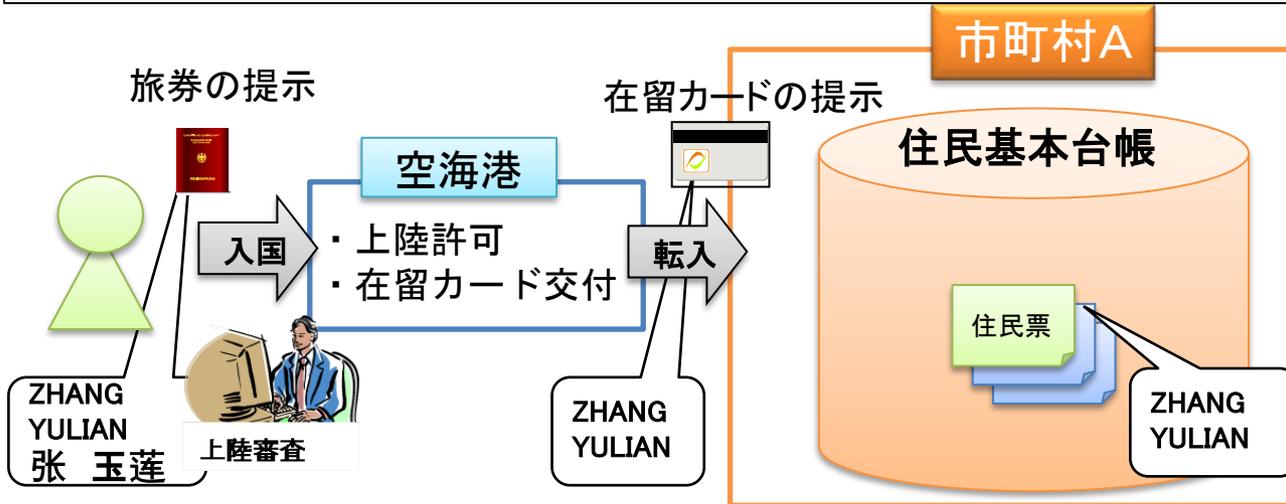


資料 4

住民票の氏名の 表記について（案）

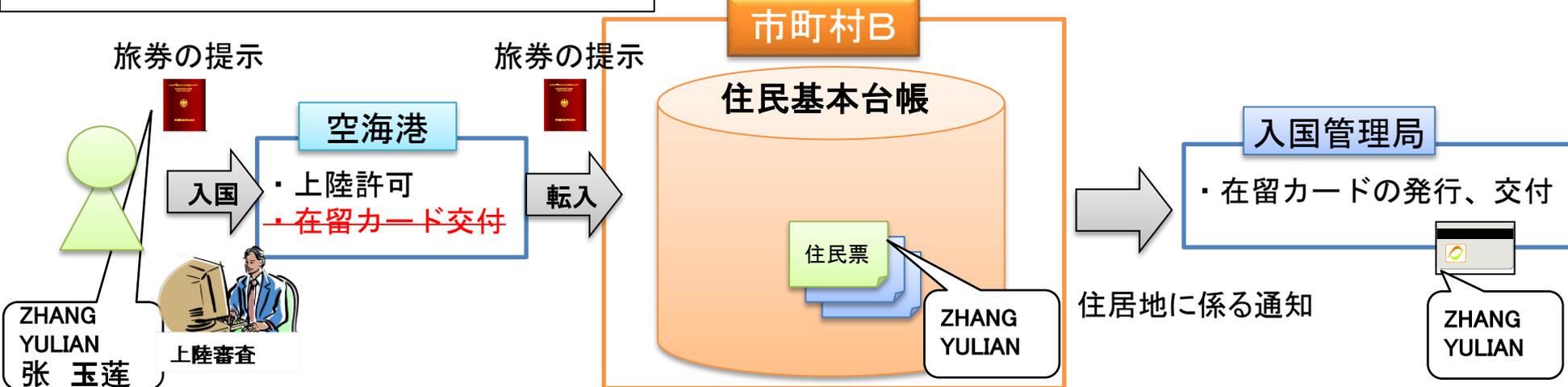
住民票の氏名の表記について（案）

①空海港で在留カードが発行される場合（当面、在留カードに氏名の漢字表記がされない）



○ 上記の場合、住民票には在留カードに記載されたアルファベット表記を記載する。

②空海港で在留カードが発行されない場合



○ 上記の場合、住民票には旅券に記載されたアルファベット表記を記載する。

※①、②のいずれも、新たな在留カードが交付され、その券面に漢字氏名が記載された場合には、法務省からの通知に基づいて、職権修正する。
※なお、仮住民票作成時においては、外国人登録原票に基づいて、アルファベット表記・漢字（正字）表記を記載する。